

吉川市立東中学校
いじめの防止等のための基本的な方針

平成29年12月
吉川市立東中学校

目 次

はじめに

第1 いじめの定義

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止のために本校が実施すべき施策

- (1) 本校いじめ防止基本方針の策定
- (2) 本校におけるいじめ防止等の対策のための組織
- (3) 本校におけるいじめ防止等に関する措置

2 重大事態への対処

- (1) 重大事態への対処の流れ
- (2) 吉川市教育委員会又は本校による調査

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

はじめに

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）が公布され、以降、文部科学大臣による「いじめ防止等のための基本的な方針」および埼玉県による「埼玉県いじめ防止等のための基本的な方針」ならびに吉川市による「吉川市いじめ防止等のための基本的な方針」が策定された。

本校においては、「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」こと、また、「いじめは人として決して許されない人権侵害である」ことを常に意識し、さまざまな施策を行うことで、いじめの早期発見、解消に努めてきた。

「吉川市立東中学校いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「吉川市立東中学校いじめ防止基本方針」という。）は、これらの施策をより実効的なものとし、生徒の尊厳を守るため、学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に努めるよう、法第12条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

第1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止のために本校が実施すべき施策

（1）学校いじめ防止基本方針の策定

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校は、国のいじめ防止基本方針、埼玉県基本方針、吉川市基本方針を参考にして、どのようにいじめ等の取組を行うかについて基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として実情に応じ、いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制を定めるよう、特に、次の点に留意する。

- 学校いじめ防止基本方針では、学校いじめ対策組織の活動計画が具体的に記載されている「早期発見・事案対処のマニュアル」を定め、教職員に周知で

きるよう具体的な取組を行う。

- ・ 法第22条に基づく組織を、学校いじめ防止基本方針に定めた取組等を実行する中核の組織として位置付ける。
- ・ 「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」に関する具体的な手立てや年間の計画を組織的、計画的に実行できるよう盛り込む。その中に、いじめに関する複数回のアンケート調査の実施、埼玉県におけるいじめ撲滅強調月間に係る取組等を位置付けるよう努める。
- ・ 年間の取組を検証し、基本方針を見直すことができるようとする。
- ・ いじめや暴力行為の防止に関する研修会（特に、いじめに関する研修会）を年に数回実施し、教職員の共通理解を図るとともに、資質向上を図る。
- ・ 年間の取組の評価結果を踏まえ、いじめ防止等のための取組の改善を図るよう、取組実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。
- ・ 策定した東中学校いじめ防止基本方針については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに生徒、保護者、関係機関等に説明する。

（2）本校におけるいじめの防止等の対策のための組織

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置く。

また、この組織は学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする母体となるものである。

この組織の構成員には、校長、教頭、（主幹教諭）、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等の中から学校の実情により充てる。個々の事案により、学級担任や部活動の顧問が参加可能とするなど柔軟な組織とする。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

（3）本校におけるいじめ防止等に関する措置

学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

ア いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、全ての生徒を対象にいじめの未然防止に取り組む。その際、

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。
- ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること。

等についても、実例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学習する取組を行う。

東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

生徒に対し、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

また、未然防止の基本として、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いに認めあえる人間関係・学校風土をつくる。

更に、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(ア) 教師の言動・姿勢

いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている子どもの立場で指導・支援を行うためには、

- ①子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- ②自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識を持って指導に当たる。
- ③いじめられている子どもを守り通すことを最優先に指導・支援する。
- ④教師は、日常の教育活動を通して常に子どもとの信頼関係の醸成に努める。ことを、念頭に置いて対応に当たる。

(イ) 学級づくり

いじめの発生を防止するために

- ①生徒が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。
- ②生徒の学習や生活に係る意欲を高める活動を推進する。

③生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

などのポイントを押さえた学級づくりに学校全体で取り組む。

(ウ) 学習指導

「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、特別支援教育の視点も積極的に加味する。

(エ) 保護者間のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者同士の親密な関係が重要であり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始とする問題行動等の情報交換や対策について話し合う機会を積極的につくる。

また、「親の学習」の推進により、いじめ防止等のための保護者の役割について啓発を図る。

イ 早期発見

いじめは大人が気付きにくく判断しにくい状況下で発生することが多いため、教職員は日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒の変化や危険信号を見逃すことのないようアンテナを高く保ち感度を上げる必要がある。併せて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整備し、いじめの実態把握に取組む。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

アンケート調査や個人面談において、生徒からの相談に対し、迅速に対応することを徹底する。

ウ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合は、教職員が個人で判断することや、一部の教職員で抱え込むことがないよう、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

- ・いじめている子どもへの指導
- ・いじめられている子どもへの支援
- ・周りではやし立てる子どもへの対応
- ・見て見ぬふりをする子どもへの対応
- ・学級・学校全体への対応

エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。但し、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ① いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

- ② 被害者生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害者児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処の流れ

- ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解する。
- イ いじめにより重大な被害が生じたという申出が生徒や保護者からあった場合は適切に対応し、報告・調査等に当たる。
- ウ 詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からぬということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしないこと。
- エ 重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。
- オ 法22条に基づく組織を母体とする調査組織を設置し、当該重大事態に関し、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査を行う。
- カ 上記エの調査を行った組織は、明らかになった事実関係をいじめられた生徒及び保護者に適切に提供し、教育委員会を通じて市長へ報告する。

(2) 吉川市教育委員会又は本校による調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票

の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会の指導、助言を受け調査を行う。

(エ) 調査を行うための組織について

事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、組織を設ける。この組織の構成については、当該調査の公平性・中立性を確保する。

(オ) 自殺を企図した場合の背景調査における留意事項

自殺の企図に至った経緯を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、生徒及び保護者に十分配意しながら行う。

(キ) その他の留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷付き、全体の生徒

や保護者、地域にも不安や動搖が広がることがある。生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適切に説明する。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については市長に報告する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、問題対策委員会において吉川市立東中学校いじめ防止基本方針にある各施策の効果を検証し、吉川市立東中学校いじめ防止基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。